

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議第71号、議第72号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 日程により、議第71号 令和7年度下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 令和7年度下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

以上、2件を一括議題といたします。

当局の説明求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） おはようございます。総務課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第71号、下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、及び議第72号、下田市職員定数条例の一部を改正する条例の、以上2点につきまして一括で御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿9ページをお開きください。

初めに議第71号でございます。

9ページは議案のかがみでございまして、下田市課設置条例の一部を改正する条例を、別紙10ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、複数の部署で分掌している子供子育て支援及び高齢者施策の一元化を行い、より効率的かつ効果的な業務執行体制の構築を図るためでございます。

組織機構に関しましては、組織機構プロジェクトチームを設置しまして、行政課題に的確に対応し、効率的かつ効果的な行政運営を行うことができる組織機構の在り方について調査研究を進めてきたところでございます。

今回の改正につきましては子供や子育て支援、高齢者に対する施策について、業務の効率化及び円滑な事業推進を図るため、業務を集約一元化して相談支援体制を強化するとともに、文化・スポーツ事業の推進や図書館再編事業等の行政課題に適切に対応するための再編案の

検討を進めてまいりました。

8月29日、全協におきまして、これまでの検討結果及び結果並びに再編案について御報告申し上げたところでありまして、今回、課設置条例の改正として提案させていただくものでございます。

具体的な内容については、議案説明資料により御説明申し上げますので、お手数ですが、議案説明資料の35、36ページをお願いいたします。

子供子育て支援の高齢者施策は、現在、市民保健課、福祉事務所、学校教育課の三つの部署で分掌されてましたが、より効率的な業務執行体制の構築を図るため、福祉事務所を地域福祉課に改め、市民保健課の介護保険係と地域包括支援センターの業務を集約し、5係体制として高齢者施策の一元化を図ります。

また、福祉事務所及び学校教育課が分掌している子供子育て支援業務を、新設のこども家庭課に集約し、児童福祉係、子供育成係の2係体制で、子供の成長に応じた切れ目のない相談と支援を実施いたします。

なお、生涯学習課につきましては課名の変更はなく、従来の業務を整理して社会教育係及び、新設する文化・スポーツ係の2係体制に再編するものでございます。

その結果、これまでの13課1所1室4局47係から15課1室4局48係の体制となり、1課1係の増加となるものでございます。

37ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正させていただくところでございます。

下田市課設置条例第1条中、福祉事務所を地域福祉課に改め、併せて新設するこども家庭課を新たに加え、及び福祉事務所の名称がなくなるため、第1条及び第2条の、及び所を削るものでございます。

なお、下段でございますが、本条例の附則よりまして、下田市子供子育て会議条例第7条中の、学校教育課とあるものを、子供家庭課に改めるものでございます。

議案件名簿の10ページにお戻りください。

附則でございます。附則第1項は、この条例の施行日を定めておりまして、令和8年4月から施行するというものでございます。

附則第2項は、下田市子供子育て会議条例第7条中において、学校教育課をこども家庭課と改めるということを規定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第71号、下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第72号、下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿11ページをお願いいたします。

11ページは議案のかがみでございまして、下田市職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙12ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございまして、職員の定数を整理するためでございます。

初めに、定員管理の経過でございまして、下田市行財政改革大綱のシに基づきまして平成9年度以降、定員適正化計画を定めて、定員管理の適正化を進めてまいりました。

平成9年3月の第1次定員適正化計画を始まりとして、今日まで組織機構改革の不断の見直し、民間委託の活用、電算システムの導入による事務の効率化等、様々な施策を講じて職員数の適正管理、総数の抑制に努めてまいりました。

その結果、第7次計画期間満了時の令和7年4月1日現在の職員数は236人となり、第1次計画作成時の351人から115人の減員を行ってまいりました。

一方、職員の定数に関しましては、平成10年4月1日に定数を358人から347人に条例を改めて以降、平成14年4月1日に333人、平成17年4月1日に309人、平成19年4月1日に286人と、定員管理の状況に即して減員を図ってまいりました。

今回の見直しでございますけれども、先ほどの議71号、課設置条例のところで御説明を申し上げました機構改革の施行に伴いまして、これまで補助執行により教育委員会で所掌していた子供育成係の事務が、保育士さん等も含めて市長部局に新設されるこども家庭課のほうにですね、含めて移るということになるため、教育委員会の事務部局及び教育機関の総職員と齟齬の定数整理を行うことが主なところでございます。

また、これと併せて、現在実数と同数としている議会事務局、監査委員会事務局について、弾力的な人事の運用を可能とするために定数を1人ずつ加えるほか、令和7年4月1日の職員数が236人となり、定数より50人の減となっていることから、今後増加要因となっている下田市振興公社の職員の受入れ予定などの事情を考慮しつつ極力実数に近づけるような整理ということで定数の総数を276人とするものでございます。

改正条文について御説明を申し上げます。

具体的な内容につきましては、議案説明資料に御説明申し上げますので、お手数ですが、

議案説明資料38ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後の条文でありまして、アンダーラインが改正箇所でございます。

第2条第1号、市長部局に属する職員の定数172人に38人を加えて210人に、第2号、議会の事務部局の職員の定数4人を1人加えて5人、第3号、教育委員会の事務部局及び教育機関の職員定数85人を50人減じまして35人に、第6号の監査委員の事務部局の職員の定数2人を1人加えて3人とするものでございます。

議案件名簿の12ページをお願いいたします。

最後に附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑ばくな説明ではございますが、議72号、下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議第71号及び議第72号、2件について一括して質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 説明資料の37ページですが、課の設置についてであります。福祉事務所を地域福祉課、こども家庭課に変えるということですが、社会福祉法第14条で、都道府県市には、この福祉事務所を置くと。福祉事務所長の権限の下にですね、福祉六法に基づく、このサービスをするということになっていようかと思えますけども、この福祉事務所の名称と、この福祉事務所長の権限及び職務はどうなるのかということが1点目でございます。

2点目は、36ページの機構変更の資料がここに提示されてございますが、実態的に現行で何人いた職員が、この変更によってどのように人員がここに配置されるのかと。そして、その配置された職員は当然専門職の方もですね、必要かと思いますので、それらのデータがどうなってるのか、例えばこども家庭課にはどういう職種の人が何人ここに配置、元社会福祉係と子供育成係にいた方々が、子供育成係が、このこども家庭課の子供育成係に何人おみえになるのかと、そういうデータをぜひとも出していただきたいと。

そうでないと、この機構の呼び名の課だけであってですね、職務の実態が明らかになって

まいらないと思うわけであります。

で、そういう意味で、例えば生涯学習課の社会教育係と図書係を社会教育係とスポーツ係にすると。いわゆる図書館の人ですね、一つの独立した係として運営されておりましたものが、社会教育青少年公民館、図書館等と、この三つをくくってですね、事業を展開するというようなことが果たしてできるのかと。むしろ、この市民に向けた図書館サービス、公民館や青少年育成社会教育について、このなおざりになる形の、従来よりも人的体制から言ってもですね、なおざりになるのではないかって気がするわけです。

そうでないということであれば、この社会教育係の社会教育青少年公民館、図書館にどういう形で職員が配置されるのかと。

それから、定数条例とも関連してまいりますが、やはり実態は定数だけではなくて、多くの事業を委託して人員を減らせているという。

実態は、市民にそのサービスをするためには正職員でない臨時の人や委託事業者がですね、になっていると。全体の仕事の、この人件費、人員はどうなっているのかという、全体を把握をしていく観点が必要かと思いますが、この資料ではそういうことが大変分かりにくいと。そういう検討をしていない、単に市の正職員が何人か、定数何人かと、こういう観点からの、この提案ではないかと思います。

差し当たっての振興公社からの職員をどう受け入れるかというような形で手を振れざるを得ないという、その場限りの定数条例ではなくてですね、ぜひとも市のサービスの全体を見回した提案と説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 初めに福祉事務所の件ですけれども、福祉事務所という名称というものはなくなるわけですけれども、その福祉事務所の設置義務ということについては承知しております、形としては地域福祉課と子ども家庭課をまたぐような形で、福祉事務所の機能については確保されていることとなります。

で、その両方の課の課長の権限をですね、先決規定等で振り分け整理をして福祉事務所の権限というものも確保するというような予定としております。

それから、定員配置ですね。それぞれの、この機構改革による配置につきましては、基本的には36ページの表でお示しましたような形での係の配置の中でですね、例えば福祉事務所の社会福祉係の中は現行、子供に対応している職員と高齢者に対して対応している職員がいるわけですけれども、そのうちの子供に対応する職員が子ども家庭課のほうに移るというイ

メッセージです。

当然、今、現行でいる職員も専門職含めまして、その配置とともに異動していただくことになるんですけども、実際の、その業務等に当たって、人がどれぐらい必要なのかという部分についての配置の、例えば1人増やすのか、減っていくってというような部分については、今後ヒアリングをしていく中でですね、最終的な4月1日に向けた人事異動の中で調整をしていく予定としております。

それから、社会教育系の業務につきましては、主に図書館というのが、図書係が一つ減るということで、図書館の、その対応について、どうかというところが主なところかと思えますけれども、現行の図書係というのが、いわゆる係長1名のみで、係員が配置されていないというような状態になっております。

今回の社会教育係を一本化することで、むしろ担当と係長と課長と、3名の体制になるということです。そういった意味では業務の進捗がですね、分担する中で図られていくというふうにも考えております。

それから、プロジェクトの中の議論でですね、その定数の中で委託であるとか、臨時かであるというところで正職員だけの議論になっていくのかという御質問ですけども、プロジェクトの中でですね、そういった職員の配置も含めてですね、業務の整理をして臨時職員などの状況なども確認した上で議論がなされてるということで、正職員だけの配置を変えて今回の機構改革をやるというような内容でなくですね、全体を見た形で再編計画を議論していただいたというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） この表でないところにですね、その上に、この福祉事務所長を置くというような、この説明というか受け取り方をしましたけども、そんな訳の分かんない組織機構にするのでしょうか。

ですから、福祉六法に関わる者は、やはり福祉事務所長の権限内で、福祉事務所長たるものはそれなりの資格のある人にきっちり座っていただく、こういうですね、法的に定められていることをクリアできないような、この仕組みで組織機構を変更するというのは、やはり検討をし直していただくと、こういうことが必要かと思えます。

で、今の御説明ですと、例えば図書館については、現在、係長1名で、あとは臨時だと。臨時の人が何人いらっしゃるのか、2人いらっしゃるのか、計で3人で、課長を含めて係長

と、もう一人正の職員、3人だと言いますが、図書館にいる課長さんっていうのは図書館の課長さんなんてことはあり得ないんで、生涯学習課の課長さんっていうことになれば、社会教育係とスポーツ係なんですね、両方を一応指導をする、統括するということになりますので、図書館にいる実態は係長と職員1人だと、こういうことが今の説明で理解ができるわけですけども、そういうことが分かるようにですね、元の配置は人員が正職は何人いて、臨時が何人いて、そして、この形態に変えたときに職員人事はどうなるのかと、こういう図表をですね、ぜひつくってお出しいただきたいと。

そうでなければ、これで見えてですね、実態が把握できる人なんかいないと思うんです。課の名前と係の名前が変わっただけですよ。当局にお任せしますよと。議会としてチェック機能が果たせないと、チェックしたということに、私はならないと思うわけです。

そういいましても、具体的にですね、分かる範囲でもお答えをいただきたいと。

具体的に言えば、介護保険係が地域福祉係に行くんだ、包括支援センターもそこに行くんだということになれば、これはその市民保健課の、その二つの部分は名称が変わっただけで人員は全く、この増減がないのかと、あるいは、ここのところは実態から言って、人を増やしたいと思ってるのか、こういう御説明をいただきたいと思います。

実態はこれを通した後ですね、4月1日に向けて、当局が精査して決定をするんですよというようなことでは、なかなか議会としてはですね、よろしいですよということになんないと思うわけです。

この議案を出された限りですね、どういう人員や配置をしたいんだということの裏づけがなければ、この組織変更の機構をですね、保証をする何物もないということになろうと思えますし、そういうことがなければ、議会としてのチェックを果たしたということには決してならないんじゃないかと思えます。

次に、71号のほうの御説明を求めたいと思いますが、まず、この職員定数条例という、この人員の定めはどのような性格のものかと、どのような性格のものとして捉えているのかということ、まずお尋ねをしたいと思えます。

現時点におきまして、やはりここに定めてあります、市民サービスをするためにこれだけの職員をきっちり配置しなければならない一つの規定の目安という具合には言えようかと思いますが、えてして、この当局は、これは上限の定めであって、これ以下であればいいんだと、こういうような論理も付け加える場合もあろうかと思うわけでありまして。

市長部局を38名に増やしたということはどういうことかと、それぞれの振興公社のですね、

部分の職員が38名という理解をしてるのかと、その他の者はこの38名の中に含まれているのかと、そういう点でいきますと、この85人の教育委員会の事務局を35人、50人も削ってるということは、振興公社の職員が50人いたのかと、こういうことになろうかと思しますので、ちょっとそここのところのつじつまが計数的に合っておりませんので、その他の理由もあろうかと思しますので、その理由を明らかにしていただきたいと思します。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） まず福祉事務所についての法的なクリアがされているのかという御質問かと思します。

先ほども申し上げましたけれども、福祉事務所の機能については、法的に求められている機能については2課にまたぐ形ですけれども、福祉事務所という形で確保されます。で、権限についても同様に確保されるので、具体的なお話として挙げれば、例えばこども家庭課長と福祉事務所長が、いずれかが兼務で福祉事務所長という職名は兼務されます。

ただ、先決の規定でもって、そういった福祉事務所長の権限を増やされるというような形で福祉事務所の機能については維持されるということでございます。

それから、71号の定数条例の関係については、おっしゃるとおり、ある程度上限としての目安としての位置づけというものもございしますので、実際の定員数に若干の余裕を持たせる形で、現在は運用されてるというふうに、私は認識しております。

今回の機構改革に伴ってですね、先ほども説明しましたけれども、子供家庭課に保育士さん等も含めて教育委員会部局から市長部局に移るので、それがまず30人、20人いるわけですから、それに公社というのが、今最大11人というふうに聞いておりますので、そういった職員数を受け入れるという、プラスとマイナスがありますので、今ここにお示したような形で数字での移動があったということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員、3回目です。

○12番（沢登英信） ちょっと答弁の内容がよく分からないんですけども、71号で言えばですね、市長部局にプラス38人、それから教育委員会にマイナス50人、計、ここですね、12人の減があって、監査委員が1人増やしてですね、議会事務局が1人増やしてるわけですから、そういう意味では定数を10人削ってるのと、こういうことに数字的にはなろうかと思うわけです。

何で、10人が削減しなければならないのかと。上限の定数であるとすれば、必ずしも減に

する必要はないんじゃないのかと。人口が突然急に減ったとか、何年後を目指してこうしただとかということがあればともかくとしまして、この状況の中です、むしろ委託にしている部分を直営にしていくという、こういう傾向はもう出ている中です、10人の定数の削減をする必要は、私は全くないんじゃないかと。あたかも市の職員の定数を削ることができ、この、いい行政をやっているというような、この、間違っただ認識に立っているんじゃないかと。市民サービスには市民サービスにふさわしい、この人員とですね、定数が必要であると、こういう観点にです、立っていただきたいと思うのであります。

どういふわけで10人の減というのが理屈づけられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 繰り返しになりますけれども、今回の機構改革で、今まで補助執行という形で保育園関係、認定こども園と保育所の事務の保育士さんですね、の方が市長部局に今回異動になります。

で、条例の改正のですね、説明資料の38ページを見ていただければ、あれですけども、総数としては276人ということですけども、その中に、例えば市長の事務部局は何人であるとか、教育委員会の事務部局は何人であるとかっていうふうな項目ごとに7号までの項目で人数をですね、カウントしてるところで、例えば市長の部局であるとか、教育委員会の事務部局であるとかっていうところはですね、定数の上で、例えば何らかのプロジェクトであるとか、そういった、今回で言えば公社が、例えば受け入れるとか、そういったところのですね、増加要員に対する若干の余裕を持たせておかないと、いざというときに上限を超えてしまうようなことも生じる可能性があるというところで、それぞれの部局に若干の人数を持たせる必要があるということで、合計して276人にしたと。

で、保育士さんが今回移ったことで、子供関係の保育士さん等の状況が移ったことで、おむね30人程度は今回、教育委員会の部局から市長部局に異動をします。

で、その増加要因となっている公社については、ちょっと今、市長部局のほうでの受入れになるのか、教育委員会のほうの受入れになるのかというところについて、若干協議の、今余地、協議中でございますので、その辺についての余裕は両方に見ていると、そういった事情がございます。

で、それとプラスマイナスとして余裕を見た人員を見ると、教育委員会のほうが大体定数としては50人減っているというような状況です。

この定数がある程度、その上限的なところになりますけれども、実際の定員について

は、基本的には今、定員適正化計画というもののにのっとして、主に定員管理を進めております。で、その関係が令和7年4月1日で236人という実数があって、今、第8次の定員適正化計画を策定しておりますけれども、その中でまた5年後ぐらい後の定数というものを設定しているわけですが、その定数がですね、当然、この定数と、その計画値があまり離れているというのも状況としては好ましくないということで、定数を10人減らして276人というふうな形にしているものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からも若干捕捉したいと思います。

議員の御指摘の、いたずらに職員定数を削るべきじゃないと。これは誠にごもっともなお考えと存じます。

現在、公共経営改革の中で、市役所の生産性をどうやって向上するのかといったことに取り組んでいるんですけども、例えば人を増やして生産力を上げる、努力向上をもう一個つけて、そこでもっとつくるっていう、そういうような考え方もありますし、一方で、人は減らすけれども一人一人の回転数を上げて、それによって生産性を上げると、こういうやり方もあるわけです。

これは全く別の方向性なんですけど、現在、この地域社会が人口減少の縮小というふうに向かっています。で、それでいてですね、社会的な課題はますます多様化複雑化しています。

ですから、こうしたその、さっきも言いましたように、同時に成り立たないと言うんでしょうか、アンビバレントな状況に対してバランスを取る工夫、これが望まれています。

ですから、御指摘の御懸念についてもですね、これから私どもも一生懸命考えてまいりたいと思います。

議員の皆様の御指導御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） ちょっともう一回整理して教えていただきたいんですが、今あったように、社会福祉法第14条で、市のほうに福祉事務所を設けなきゃならないという状況があって、今回、この編成によって福祉事務所の機能が2つの課に分散されたという中で、福祉事務所

という名称は付けなくても、機能さえ残せばいいというルールというふうに理解してよろしいかということと、もう一つ、福祉事務所の所長という役職というか役職名というか、それは残さなきゃいけないと言うのであれば、このどちらかの課長さんが兼任ということで何々課長兼福祉事務所長という名前を持つのか、そういうふうに今のところ、私は理解していますが、それでどうかを教えてください。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、課名としての福祉事務所はなくなります。

ただ、福祉事務所という名称、機能は法律にのっとってももちろん残りますので、それを地域福祉課長なりこども家庭課長なりが兼務という形で職名は残ります。

その上で、権限については規則等で先決等で整理をして、いずれかの地域福祉課長か子供家庭課長のほうで分けると、分けて決裁できるようにする、そういうようなイメージで、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） すみません、申し訳ない、理解がちょっと遅いので。

福祉事務所の機能を残すことは、もう当然残さなきゃいけないわけですけど、名称としては福祉事務所という名称はあろうがなかろうがいいということで、で、今回2課に分けたんで、福祉事務所という名称はなくなるということでもいいですね。

それと、福祉事務所長という名称というか権限というか、それは形としてはやはり残さなきゃならない。要するに、福祉事務所がなくなったんで、福祉事務所の所長っていう名称もなくなるというのではなくて、名称だけはどちらかの課長さんなりには何々課長兼福祉事務所長みたいな形でそのものはなくさなきゃなんないということですね。それでいいですね。

はい、分かりました。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 今回、二つの条例ということで上程いただいておりますが、単に新しい課ができたり、人数がそこで移動するではなくて、条例自体も全体の数が10人減られてるということで、委員会のほうで資料の提出があるかと思いますが、もう少し全体の職員の配置だったり、今、策定中の第8次の定員適正化計画というものが、この条例を反映した第8次定員適正化計画というものが策定されると思いますので、上限を定める条例と実数を定める、

この計画の数値の関係というものもしっかり委員会審査の中で御提出いただきたいと思っております。

また、この条例改正については、当然、市民の方の御理解をいただくという中で、説明資料の38ページでございます、議会の事務部局の職員、監査委員の事務部局の職員が現在、実数からそれぞれ1名ずつ増えるってことはなかなか理解が得られにくいのかなと思いますが、弾力的な運用という中で、そういった1名を増やす運用の想定というものを教えていただきたいと思えます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） まず、現行の係ごとの配置人数については、機構の一覧表がございますので、そちらは提出したいと思えますけれども、先ほどおっしゃった、再編後の人数配置については、今現在、これから調整する部分もあって、明確に何人というふうなところがまだ今後の調整というところなんですけれども、可能な限り、ちょっと資料については検討してみます。

で、まず議会事務局等の想定についてですけれども、今年度ですね、一つ事例がございましたけれども、病気休暇等が立て続けに起こりまして人事異動、上限を超えることができないというような中で、人事異動もできないというような事例が実際にございました。

そういった意味もございまして、少数部局のですね、定数について、若干1名ですけども、余裕を持たせたというようなことでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 第7次の定員適正化計画の最終年度目標値が236名で、今回の条例改正で276人ということで、ここに40人の差、この40人が弾力的な運用の数になると思えますが、現在策定中の第8次の定員適正化計画については、期間を5年としたとき、最終年度の目標値というものがどのようになっているか教えていただきたく、また定員適正化計画はどのような職員配置、新たな機構改革の中でされるかというところについては、また委員会での説明をお願いしたいと思えますが、5年後の定員適正化の数値を教えていただきたいと思えます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 定員適正化計画については、今、策定中ですので、案の段階ですけれども、246名程度を想定しております。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 246名という数値が施設の直営化ということで、公社の職員の受入れの分が増えていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 今のところ、受入れも含めた形で検討しています。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） この今回の定数条例の改正で、現実的などころで一番懸念されるのが定数ですから、実数とはまた考え方は違うと思うんですが、減るという中で、例えば昨日もちよっとミスがあって2時間ぐらい時間がね、止まっちゃったっていうことがありましたし、前回の議会でも同様のミステイクがあったと。

さらに、これは身内みたいな話ですけど、議会事務局のほうは本当に4人の定数の中で2人やってるっていう時期が結構長くあって、やっぱり、この職員の方に対する負担がですね、やっぱりかなり重いなあというのを目の当たりにしてきています。

で、ここに一つ社会的な現象として、いわゆる長期病休者というような存在が、この二、三年ですね、特にクローズアップされてきています。

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会がまとめた資料によりますと、この令和に入ってから右肩上がりです。長期病休者が多くなっている。これはせんだって一般のですね、中小企業の社長さんと話したときもそういう話で、かなりの数の方が長期病休に入るっていう傾向が強くなっている。で、そのパーセントがですね、この令和4年度で2%っていうのが全国の平均になります。

そうなりますと、下田市の、この263人から考えると、5.26人が長期の病気休暇に入るといふ数字が出されてるとなると、常にこのぐらいの人はいないんだという中で運営をしていかなければならない。

で、現在ですね、何人ぐらいの方が長期病休されているのか、そして、その対応を、今回の事務局、この議会事務局で言えば、税務のほうから1人ね、いただくというか異動してきていただいて何とか賄ってるところで、そうなると、税務のほうで1人足りなくなるっていう状況が今起こっているわけですけども、その辺での不具合といいますか、現実のリアルな、いわゆる職員の、いわゆる何て言いますかね、体制というのがどのようになっているのかっていうことも併せて御説明いただけないでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 現在、病気等でですね、休職処分になってる者が6名ほどおります。で、そのほうはですね、他の職員がカバーして業務に当たってるというような状況ではございません。

で、体制という部分ではですね、人事異動でですね、可能な限り対応できれば対応しますけれども、なかなか人数だけの問題でもないのです、これはちょっと行政改革であるとか、いわゆる市役所全体の業務の整理であるとか、そういった視点からも進めなければならないようなものではないかと。人事の体制だけでなるというふうなのは、ちょっと難しくなるというふうには考えておりますので、それは全庁的な取組で業務整理等を進めていく必要があるんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今回の一部改正に対して異論を唱えるというわけではなくですね、皆さんが考えてお決めになった最善の策だというふうに理解するならばですね、その一方で、何を手当てしなければいけないのかっていうことも同時に考える必要があると思うんですね。

すなわち、今言ったような長期の病休者に対することを前もってね、もう数字が出てくるわけですから、6人っていうことは大体全国平均よりちょっと多いぐらいなんで、全国平均程度だっていうふうに理解できると。

すなわち、それだけの数の方々が今後ですね、増えていく可能性はあっても減っていく可能性がない社会情勢であるということ考えた上での、何て言いますか、配置っていうことが必要になってくるであろうと。同時にそれをどういうふうに補っていくかっていうことも考えなければいけない。

その中で、昨日の事案なんかもそうですけど、DXが進めればですね、かなり作業効率上がるっていうことは、これはもう皆さんも分かってらっしゃるという中で、今、議会のほうではDX化を進めていくべくですね、議論を進めているところですけども、当局のほうでも同様にですね、このDX化っていうことを、やっぱり進めていただきたいのと、あと、昨日のこれ、おとといかな、日経新聞で夕方の配信をされたもので出てますけれども、静岡市で生成AI導入で職員向け研修が行われましたよということで、この6月から10月に50人を対象にAIの試験導入の研修を行った結果ですね、業務時間の削減効果が確認できたということで、11月末から文書要約それからデータ分析、計画策定などの業務で本格導入が始まりましたっていうような記事が配信されました。

で、同じようにですね、下田市でもですね、このA Iの導入によってですね、若い人たちはそういうことをやるのは得意だと思いますんで、考えていらっしゃるのかどうか、そこら辺のことをお聞かせください。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 今、D X化につきましてはD X推進プロジェクト等で検討をして、主に新庁舎の開庁に向けた取組として行っております。

で、今後ですね、職員数の定数とかを見直していくに当たって、そのD Xの位置づけというものも、当然重要視されていくというふうなことは、こちらでも考えてはおります。

ただ、現行、今計画中の定員適正化計画等の中で、具体的にD Xの効果によって幾人減らせるかっていうような段階にもまだきてないのかなというふうに思いますので、そちらについては今後進めていくと。

で、研修につきましてもですね、予算の範囲内で様々な機関の研修等を行って進めております。

で、おっしゃるような生成A Iのような研修というのは新しい手法をですね、必要に応じて取り込みながら研修のほうも幅を広げて行っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 最後に要望ですけれども、今申しましたように、今後の定員適正化計画の中で、やはり削減目標みたいな形が善であるみたいなことでは決してないような気もする部分もありますので、やはり補う部分が、やっぱり非常に重要だということ、それが、補いが少なければ、どうしても長期病休みたいな形でストレスをため込む職員の方もいらっしゃるかと思しますので、そういったことも考え合わせた上でですね、同時並行的なところでD Xそれから生成A Iの導入っていうことも併せてですね、御議論いただけますように、要望で終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 貴重な御意見をありがとうございます。

職員のメンタルみたいな話まで気を配っていただきましてお礼を申し上げます。

職員のメンタルの原因は、必ずしも業務量が一番ではないだろうというふうに、私は見えています、個別の事情を見ましてもですね。御承知のように、今はもうデジタル社会における匿名でのバッシングとかですね、そういったものが非常にヒートアップしやすい危険な状況

にあると思います。

特に今、公務員だとか学校の先生を取り巻く社会環境は非常に厳しい。例えば、何らかの事件があった場合、一般企業であると、報道では会社員Aが云々って、こういう言い方をするんですけども、行政だとか先生の場合は、やっぱりかなりきつめの報道になります。

こうした社会の中で、私たち職員がやっぱり、この町の縁の下の力持ちとして支えている。夜中であっても、水道管が破裂したら、やっぱりそこに行ってですね、朝までには頑張っって復旧させますって言ってくれてる人たちがいます。

こうしたことに対してですね、何らかのメッセージも必要かなというふうに、私は思っています。

企業なんかだと、カスハラ対策っていうことをやってるところは結構あるんですけども、ぜひですね、岡崎さんのような、ペンの力を持っているような方はですね、こういう社会に対してですね、我々の職員を守ってくれるようなですね、意識に向けて何らかの発信をしてくださると幸いです。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議71号及び議第72号議案は総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。11時5分まで休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

---

#### ◎議第73号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は日程により、議第73号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） それでは、議第73号、下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開き願います。

議第73号、下田市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙14ページのとおり制定するものでございます。

提案理由は、印鑑登録事務に係る情報システムの標準化の移行に伴い、所要の改正を行うためでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料にて御説明をいたします。

お手数でございます。議案説明資料の39ページをお開き願います。

こちらは新旧対照表で、下線部分を改正後のとおり改めるものでございます。

主な改正内容から御説明をいたします。

左側の改正前を御覧ください。

第4条第4項は印鑑登録原票に登録をする事項を掲げたものでございますが、このうち第6号の男女の別については国から示された印鑑登録システム標準仕様書により、性別の登録が必須ではなくなったことから、性的マイノリティへの配慮の観点で削除するものでございます。同8号は住民票に記載される外国人住民の氏名の片仮名表記の記載箇所を実際の運用に合わせて整理するもので、条文中の備考欄という語句を削除するものでございます。

第7条は印鑑登録書の再交付に定めるものでございますが、標準化システムにより、全国的に再交付から引換交付という語句に置き換えられたことから、見出しと条文中の再交付という語句を改正後のとおり引換交付に改めるものでございます。

お手数ですが、40ページをお願いいたします。

40ページ、右側の改正後のほうを御覧いただき、第16条でございますが、標準化システムに印鑑登録証明書の交付を一時停止する機能が必須として実装されることから、印鑑の忘失等緊急性の高い場合、そのほか市長が必要と認める場合は印鑑登録証明書の発行を一時的に停止することができると規定する条文を追加するものでございます。

このほか、39ページから40ページにかけての下線箇所につきましては、条文の追加や号の削除に伴い生じた条や号の番号のずれを整理するものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の14ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

大変雑駁でございますが、以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第73号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第74号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第74号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 続きまして、議第74号、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の15ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙16ページのとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関数る基準の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

それでは、条例の内容について議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の41ページをお開きください。

説明資料①となります。

今回の改正の趣旨でございますが、経緯といたしまして、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針において、保育所等における健康診断については0歳児から2歳児までの年齢に応じた視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や、乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされたところ、一定程度の保育所等に

において、保護者の同意を得た上で0から2歳児に係る乳幼児健康診査の結果を入手し、子供の健康状態を確認するために活用していることが明らかになったところでございます。

したがって、今回の改正につきましては、こうした状況を踏まえ、各保育所等における子供の健康管理の円滑な実施に役立つように家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等について改正を行うもので、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準定める条例のうち、一部の条文の整理が必要となったものでございます。

次に、条例改正の内容でございますが、家庭的保育事業者等は乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされるものでございます。

こちらは児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合に限られていたものが、今回の改正により母子保健法に規定する健康診査は、市で行う乳幼児の健康診査においても同様の措置が認められるものでございます。

続きまして42ページをお開きください。

説明資料②といたしまして、今回の改正内容の新旧対照表となっております。左側が改正前、右側が改正後でアンダーラインを引いてある箇所が、今回改正をする箇所でございます。

今回の改正は第17条第2項において、家庭的保育事業者等は前項の規定にかかわらず、次の表の左欄掲げる健康診断又は健康診査が行われる場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の裏に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならないと改め、次の表を追加するものでございます。

今回の条例改正の対象となります家庭的保育事業等は、現在、下田市にはございませんので、新たに事業等が行われる場合は改正された、この基準に基づくものと解されます。

恐れ入りますが、議案件名簿の16ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第74号、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、以前にも何かちょっと聞いたような気がするんですけど、今回、この家庭的保育事業等ということで条例改正されるわけですが、ほかの、例えば特定保育施設であったり、他の保育事業の種類、こういった部分についても条例があらうかと思いますが、そちらの改正等はまだ基準ですとか法律で規定されているので、やらなくてよいという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 園のほうに関しては、そちらでという形になります。はい、そうです。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号議案は総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第75号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第75号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） それでは、議第75号、下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

申し訳ありませんが、議案件名簿の17ページをお開きください。

下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定を、次ページ、18ページのとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、地震等の災害時に排水設備の復旧が円滑に実施できるよう、他の管理者等が指定した下水道指定工事店による復旧工事の施工を可能にするためでございます。

これにつきましては、令和6年1月に発生した能登半島地震では多くの家屋で排水設備等

が破損したことや、指定工事店自身が被災したことにより工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって排水設備等の復旧が遅れることになったことを踏まえて、他の管理者等が指定した下水道指定工事店による排水設備等の復旧工事が可能にするよう、国土交通省からの技術的助言があったものでございます。

お手数ですが、議案説明資料の43ページをお開きください。

改正に係る新旧対照表でございます。

第5条の改正でございます。下線部が改正部分となります。第5条第2項の次に、第3項を追加するもので、災害その他非常の場合であって、市長が他の管理者（他の地方公共団体において、地方公営企業法第7条の規定に基づき置かれる下水道事業の管理者又は同法第8条第2項の規定により当該管理者の権限を行う地方公共団体の長を言う。）の指定を受けた者が排水設備等の新設復旧等の工事を行わせる必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該指定を受けた者は工事を行うことができると追加するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページにお戻りください。

附則でござます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第75号、下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 平たく言うと、今までは下田市内の事業者さんに限ってお願いしてたところなんですけど、もうそういった事業者さんも少なくなってきた、あるいは足りないというようなことで河津とか南伊豆とか、ほかのところの指定を受けている業者さんでも、今後はいいですよというような条例の改正になるのでしょうか。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 下水道の指定工事店につきましては、あくまでも、その市町村のみでしか工事はできないということになりますので、通常の場合であると、南伊豆ですとか河津とかで指定を持たれていても、下田の指定がなければ施工はできないということになります。

今回の改正につきましては、要するに能登半島地震とか、ちょっと古くにはなりますが、東日本大震災で広域的に下水道管渠等が破損したときには稼働にするという方は、もうほかの下田の指定を持っていなくても、ほかの管理者等の指定を持っていれば、その施工ができるというふうに改正するものです。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 具体的な、何て言いますか、措置ではですね、として考えた場合に、事実上、ほかの指定の業者さんの名簿なんかも、下田市の上下水道さんでリストアップされるなり、お持ちになって、そのデータとして把握しておくというようなことになるんですかね。それを発災時には利用をするということで準備をするってというような作業も、当然入ってくるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） すみません。ほかの市町村の工事店のデータというのは、常時は下田市のほうにはないという形になりますので、実際に発災になったときに、その相手の工事店さんのほうがどここの市の指定を持っていますよという提示をしていただくような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） ちょっと、この主体と、どっちが主体になるかっていうのが分かんないんですけど、すなわち発注するのは下田市になるわけですから、下水道工事店が何か言ってきて、何かってというような話じゃないと思うんで、そこがちょっとよく分かんないんですけど、何て言うんですかね、すなわちこう下田のほうで把握してないと、発注はできないはずなんで、それで業者さんが言ってきて、それを持ってたらいいよみたいなことってというのは、何かちょっと、現実的にちょっと分かりにくいなという話なんです。つまらない話なんですけど、すみませんが、もう一回お願いします。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） すみません、私の答えが分かりづらくて申し訳なかったんですが、あくまでも、今回の改正については、地震等の災害があったときには、他の管理者等の指定を受けた工事店が施工ができるというものですので、通常時についてはほかのね、市町の指定を持っていても、ちょっと下田市内の工事はできないよということになります。

○7番（岡崎大五） できないでしょう、そうすると。

○上下水道課長（土屋 剛） 他区内の形になりますので、他区内とか、そういう形になりますので、私たちのほうで、その工事店の一覧表は所有してないというか、持っていないというふうな状況になると思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 誰か補足してください。

副市長。

○副市長（高野茂章） この、いざのときにてですと、賀茂郡内と南伊豆ですか、下水道を引いてないわけですが、内陸部に行けば、やっておりますので、市町の指定工事店の名簿は事前にそろえていかなければならないと思っておりますので、そこは指示しておきます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 排水設備等の工事の実施ということで、排水設備そのものは市の公共下水道の使用区分と、それから各家庭が持って管理する部分とがあらうかと思うわけですけども、そういう意味で等という言葉を使っているのか、排水設備等の等というのは、具体的にはどういうことを言っているのかと。

ですから、これは当然、公共下水道の部分を直してもですね、個人の所有している部分っていうか、管理している部分の工事修繕が進まなければ、具体的に使えないということになるかと思うんですが、こら辺のことは、この文案からどう理解したらいいのか、お尋ねをしたいということと、そうしますと、この、今、下水道関係の指定工事店は何件ぐらいあるのか、そして、この災害が起きたときに、恐らく伊豆半島の下田と南という形では、その業者では当然被害があってできないっていうことになろうと思いますので、どこのどういう業者を一応予想としてですね、頼もうと考えているのか、まだそこまでの考えに至っていないのかを含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 排水設備等というのは、あくまでも家屋の中の排水設備が壊れたときに復旧するということになります。

あと、下田市内で指定を持っているのは下田市内の業者さんもいますし、市外の業者さんもいて、約50件程度はいるのかなと思います。

で、実際に被害に遭ったときにどこへ頼むかというのも、まだ正確には決めてないですが、近くの県なり東部地区にお願いできればと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第76号～議第79号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は日程により、議第76号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第79号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） それでは、議第76号、令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）から議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで一括して御説明申し上げます。

水色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに議第76号、令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

12月補正予算につきましては、厳しい財政状況の中、9月補正後の事情の変化により必要となった義務的経費、国県補助事業の変更や追加、及び事業費の確定によるものとするため、補正予算要求の指示をしたところであり、査定も、この方針により行ったものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,924万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億1,384万7,000円とするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

繰越明許費に係る事業は2件で、1件目は5款農林水産業費4項水産業費漁港管理事業、白浜漁港板見地区落石防止工事、金額は3,800万円、2件目は7款土木費5項都市計画費、沿道街路事業推進事務、建物移転補償、金額は22万円で、いずれも年度内に完了する見込みがつかないため繰越しをさせていただくものでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正、1追加による、第2項債務負担行為の変更は第3表債務負担行為補正に変更によるというもので、補正予算書の9ページをお開きください。

追加は11件で、1件目は建築物環境衛生管理業務委託料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は、事業予定額400万円の範囲内で、建築物環境衛生管理業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもの、河内庁舎に係る、いわゆるビル管理業務のゼロ債務でございます。2件目はコミュニティバス運行業務委託料で、期間は令和7年度から令和10年度まで、限度額は事業予定額2,722万5,000円の範囲内で、コミュニティバス運行業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度以降において支払うもの。3件目は新型Jアラート受信機更新業務委託料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額386万1,000円の範囲内で、新型Jアラート受信機更新業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもの。4件目は新庁舎サーバー等移設業務委託料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額1,400万円の範囲内で、新庁舎サーバー等移設業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和7年度予算計上額200万円を超える金額1,200万円については令和8年度において支払うもの。5件目は新庁舎ネットワーク環境無線化業務委託料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額950万円の範囲内で新庁舎ネットワーク環境無線化業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもの。6件目は静岡県自治体情報セキュリティクラウド移設業務委託料で、期間

は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額280万円範囲内で、静岡県自治体情報セキュリティクラウド移設業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもの。7件目は緊急通報システムリース料端末分で、期間は令和7年度から令和12年度まで、限度額は事業予定額1,484万4,000円の範囲内で緊急通報システムの端末をリースする旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度以降において支払うもの。8件目は敷根公園指定管理料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額9,776万円の範囲内で、敷根公園の指定管理業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもの。

10ページをお開きください。

9件目は浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額941万1,000円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもので、29施設に対する浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引き抜き清掃業務を一本の限度額予算として債務を追加するもの。10件目は下田市民スポーツセンター指定管理料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額2,200万円の範囲内で下田市民スポーツセンターの指定管理業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うもの。11件目は下田市民文化会館指定管理料で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は事業予定額9,000万円の範囲内で下田市民文化会館の指定管理業務を委託する旨の契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うものでございます。

11ページをお開きください。

変更は1件、市営住宅量水器用通信機通信料で、期間に変更はなく、事業費の減額により限度額欄記載の事業予定額を61万3,000円から24万4,000円に、令和7年度予算減少額8万円を超える金額、53万3,000円を令和7年度予算計上額3万円を超える金額21万4,000円に変更するものでございます。

1ページお戻りいただきまして、4条地方債の補正でございますが、地方債の変更は第4表、地方債補正よるというもので、補正予算書の12ページをお開きください。

地方債の変更が2件で、1件目、起債の目的、敷根公園テニスコート照明LED化改修事業は、事業費の確定により限度額2,250万円を1,930万円に変更するもの、2件目、起債の目的、過疎対策事業債は充当事業の事業費の増減により限度額3億6,800万円を3億6,730万円に変更するものでございます。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算書の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算書の概要2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございます。

企画課関係、14款2項1目2節国庫、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金450万7,000円の増額は、追加交付分について補正計上するもの、15款2項1目5節県費、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業補助金66万6,000円の減額は申請事業のうち、マース実証実験支援事業について、静岡県以外の補助事業への切替えとなったことから全額を対象経費から減額するもの。17款1項2目1節総務費寄附金、5,110万円の増額のうち、5,000万円の増額はふるさと納税寄附金の増額見込み及び充当額の変更、110万円の増額は企業版ふるさと納税寄附金2件を受け入れたもの。18款2項1目4節ふるさと応援基金繰入金、100万円の増額は図書館併設複合社会教育施設の基本構想基本計画策定支援業務委託の財源として繰り入れるもの。

財務課関係15款2項8目1節県費、県営事業軽減交付金30万9,000円の増額は、金額の確定によるもの、同3項5目1節県費、権限移譲事務交付金3万3,000円の増額は変更交付決定によるもの、17款1項1目1節一般寄附金76万1,000円の増額は1件の御寄附をいただいたものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

21款1項2目4節都市公園債320万円の減額から同5目1節過疎対策事業債70万円までの地方債の減額は、先ほど予算書12ページにて御説明申し上げました変更2件に係るものでございます。

税務課関係、1款1項1目1節市税、市民税個人現年課税分3,370万円の増額から同2項1目1節市税、固定資産税現年課税分2,390万円の増額、同2節市税、固定資産税滞納繰越分320万円の減額、同3項2目1節市税、軽自動車税種別割現年課税分30万円の増額、同5項1目2節市税、入湯税滞納繰越分9万9,000円の減額、同6項1目1節市税、都市計画税現年課税分110万円の増額まではいずれも調定額の増減によるもので、6ページ、7ページをお開きください。15款3項1目1節県費、徴税费委託金35万8,000円の増額は徴収委託金の確定によるもの。

防災安全課関係、15款2項1目4節県費、地震津波対策等減災交付金92万円の増額は、消防団員の活動服等の購入に係る補助を受けるもの。

市民保健課関係、14款1項1目6節国庫、保険基盤安定負担金21万8,000円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金の増減によるもの、同2項3目1節国庫、保健衛生費補助金110万円の減額は、妊婦支援給付事業に係る補助金交付基準額の確定によるもの。15款1項1目5節県費、保険基盤安定負担金701万5,000円の減額は国民健康保険基盤安定負担金の増減によるもの、15款2項3目1節県費、保健衛生費補助金50万円の減額は、妊婦支援給付事業に係る補助金交付基準額の確定によるもの。

8ページ、9ページお開きください。

福祉事務所関係、14款1項1節国庫、社会福祉費負担金177万9,000円の増額、及び15款1項1目1節県費、社会福祉費負担金88万9,000円の増額は障害福祉サービス費の増によるもの。

産業振興課関係、15款2項4目1節県費、農業費補助金75万円の増額は、新規就農者育成総合対策事業補助金を受け入れるもの。18款2項1目8節みどりの基金繰入金200万円の増額は市道カキ1号線路側修繕工事の財源として繰り入れるもの。

建設課関係、13款1項6目4節住宅使用料は事業費の確定に伴う充当額の変更。15款2項6目3節県費、住宅費補助金553万3,000円の減額は急傾斜地対策事業の休止によるもの。

学校教育課関係、12款2項1目2節児童福祉費負担金259万2,000円の増額は民間保育所の利用者負担金の増、14款1項1目4節国庫、児童福祉費負担金1,762万9,000円の増額、及び10ページ、11ページをお開きください。15款1項1目3節県費、児童福祉費負担金682万6,000円の増額、同2項2目3節県費、児童福祉費補助金70万8,000円の増額は民間保育所等の児童数の増減に伴うもの、20款5項3目19節雑入、22万円の減額は小学校トイレ改修工事費の確定によるものでございます。

12、13ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務局18万8,000円の減額は人件費。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費446万円の増額は、人件費及び時間外勤務手当、同9項1目0910電算処理総務事務492万7,000円の増額は事件費ほかガバメントクラウド利用料、人事給与システム改修業務委託、新庁舎サーバー等移転業務委託。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業3万7,000円増額は人件費。2款1項8目0260ふるさと納税推進事業2,500万円の増額はふるさと納税の増加に伴い、返礼品及び使用料、委託料を増額するもの。同21目0405ふるさと応援基金2,500万円の増額は、ふるさと応

援寄附の増額見込みによるもの。同22目0406企業版ふるさと納税基金110万円の増額は企業2社により寄附を受けたもの。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務66万1,000円の増額は人件費、燃料費、複写機使用料の増のほか、河内庁舎清掃業務委託。12款1項1目予備費4,355万5,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

出納室関係、2款1項13目0320会計管理事務17万1,000円の増額は、会計年度任用職員人件費。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務198万1,000円の減額は人件費。

防災安全課関係、2款7項1目0753防犯対策事業15万6,000円の増額は光熱水費。同8項1目0860防災対策総務事務29万1,000円の増額はデジタル防災通信システムに係る修繕料。同1目0861防災組織育成事業100万円の増額は災害用避難施設等整備事業補助金。8款1項2目5810消防団活動推進事業80万7,000円の増額は人件費ほか消防団員の活動服等購入費。

14、15ページをお開きください。

市民保健課関係、3款7項1目1901国民健康保険会計操出金433万4,000円の減額、及び同1902保険基盤安定操出金746万6,000円の減額は国保会計操出金の減。同9項1目1965後期高齢者医療会計操出金207万6,000円の減額は後期高齢者会計操出金の減。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務1万4,000円の減額は人件費。同2目1052在宅身体障害者（児）援護事業62万4,000円の増額は補装具費の増。同5目1120障害福祉サービス事業293万4,000円の増額は障害福祉サービス費の増。同2項2目1300総合福祉会館管理運営事業119万9,000円の減額は温泉タンク交換工事の事業費確定によるもの。同3項1目1451子育て支援対策事業4万8,000円追加は燃料費、暖房器具借上げ料、同1473子供計画策定推進事務事業4万8,000円の増額は子供計画策定推進協議会委員報酬を増額するもの、同4項1目1750生活保護総合事務19万3,000円の増額は人件費。

産業振興課関係、2款1項10目0246移住交流居住推進事業10万円の増額は、移住希望者滞在費補助金を増額するもの。5款1項2目3050農業総務事務2,000円の増額は人件費、同3目3100農協振興事業75万円の増額は、就農を開始する認定新規就農者への経営開始資金を交付するもの、同5目3250基幹集落センター管理運営事業20万2,000円増額は光熱費、同2項3目3450保健休養林管理運営事業16万5,000円増額は光熱費、同4項2目3750漁港管理事業55万4,000円の増額は修繕料及び漁港施設維持補修用資材。

観光交流課関係、6款2項4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業338万円の増額は修繕料の

ほか、外ヶ岡交流館歩道改良工事。

16ページ、17ページをお開きください。

建設課関係、2款1項9目0241公共交通推進事業100万円の減額は事業内容の変更により静岡県以外の補助事業補助金を活用することとなったことに伴い、マース実証実験支援事業補助金の全額を減額するもの。7款1項1目4500土木総務事務41万9,000円の減額は人件費。7款2項1目4550道路維持事業200万円の増額は市道維持補修工事、同5項1目5150都市計画総務事務22万1,000円の増額、及び同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業8万1,000円の増額は人件費、同4目5250都市公園維持管理事業365万7,000円の減額は浄化槽保守点検等業務委託、敷根公園テニスコート照明LED化工事の事業費確定によるもの、同7項1目5600市営住宅維持管理事業28万1,000円の減額は事業費の確定によるもの、同3目5630急傾斜地対策事業830万円の減額は、予定していた西本郷三丁目及び河内諏訪の急傾斜地崩落対策事業の休止によるもの。

学校教育課関係、3款3項4目1600民間保育所事業4,294万2,000円の増額は園児数の増加に伴う民間保育所への各種補助金等の増、同5目1670認定こども園管理運営事業29万1,000円の減額は人件費、同6目1452放課後児童対策事業55万円の増額は車借上げ料。9款1項2目6101教育委員会事務局総務事務102万1,000円の減額は人件費のほか、賀茂地域公務事務共同化事業負担金、同4目6031特別支援教育体制推進事業32万3,000円の増額は会計年度任用職員人件費、同2項1目6050小学校管理事業22万円の減額は小学校トイレ改修工事費の確定によるもの、同6項1目6800学校給食管理運営事業21万2,000円の増額は光熱費でございます。

生涯学習課関係、9款4項1目6350社会教育総務事務4万8,000円の増額は人件費、同4目6500芸術文化振興事業5万円の増額は普通旅費、同6目6600図書館管理運営事業100万円の増額は図書館併設複合社会教育施設の基本構想基本計画策定支援業務委託を追加するもの、同7項1目6900市民文化会館管理運営事業189万9,000円の減額は事業費の確定によるもの。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第76号、令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第77号、令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の51ページをお開き願います。

令和7年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

によるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、1項は規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,001万3,000円とするものでございます。2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算額の高額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものであり、予算書の52ページから55ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要18、19ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目1節国保税医療給付費分現年課税分280万円の増額から同2節国保税後期高齢者支援分現年課税分200万円の増額までは、いずれも調定額の増によるもの。6款1項1目1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分790万6,000円の減額から同2節保険基盤安定繰入金保険者支援分47万1,000円増額、同3節未就学児均等割保険税繰入金8万4,000円の減額、同4節産前産後保険税繰入金5万3,000円の増額までは、いずれも交付申請額の確定によるもの。同5節事務費等繰入金94万6,000円の減額は人件費分の減、及び事務費分の増、同7節財政安定化事業繰入金338万8,000円の減額は交付申請額の確定によるもの。

20ページ、21ページをお願いします。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務94万6,000円の減額は人件費及び複写機使用料。9款1項1目予備費605万4,000円の減額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑ばくな説明でございますが、議第77号、令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第78号、令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の71ページをお開きください。

令和7年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第2条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ523万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,161万8,000円とするものでございます。2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分、並びに当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の高額は第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の72ページから75ページ記載のとおりでございますが、内容につきま

しては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要22、23ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目1節特別徴収保険料現年度分179万5,000円の減額、並びに同2目1節普通徴収保険料現年分135万9,000円の減額は調定額の確定によるもの。3款1項1目1節事務費繰入金48万3,000円の減額は人件費の減、及び事務費分の増によるもの、同2目1節保険基盤安定繰入金159万3,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務48万3,000円の減額は人件費の減、及び複写機使用料。2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金474万7,000円の減額は調定額、及び保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第78号、令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 続きまして議第79号、令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

お手元に、令和7年度下田市公営企業会計補正予算の御用意をお願いします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、令和7年度下田市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものです。第2条は債務負担行為の補正で、令和7年度公共下水道事業会計予算第5条を次のとおり補正するもので、追加としまして、事項は下田浄化センター汚泥脱水設備（ベルトコンベア）改築工事で、期間は令和7年度から8年度まで、限度額は事業予定額700万円の範囲内で下田浄化センター汚泥脱水設備（ベルトコンベア）改築工事に係る契約を令和7年度において締結し、令和8年度において支払うものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございますので、後ほど御覧ください。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第76号、令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）から議第79号、令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。1時まで休憩します。

午前11時57分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に議第76号から議第79号までの当局の説明は終わっております。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず議第76号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 補正予算の概要の2ページ、3ページにあります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのがございます。で、これは令和5年度ぐらいから始まったのかなと思うんですけども、何に使うかっていうことが定められた交付金かと思うんですけども、これの使い道として、この右側に、これありますとおり、全部で二、四、六、六つの事業に充填されてるっていうことで、上のほうからいきますと、まず認定こども園、それから都市公園費、それから小学校費、それから中学校費、それから学校給食費、そして最後の50万7,000円が下田市民文化会館というところで支出のほうでですね、示されているところですけども、これの、何て言うんですか、仕訳の仕方といいますか、どういう形でこれを差配されてたのかということと、あと、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の、何ですかね、要綱といいますか、どういった形で使えるのかっていうことも含めてですね、御説明いただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、今回の内訳に対しまして、認定こども園分については電気料の不足分、都市公園維持、これ敷根公園については指定管理料のリスク分担分、小学校・中学校学校給食につきましては電気の不足分、で、市民文化会館につきましては指定管理料のリスク分担分でございます。

臨時物価高騰につきましては、今回また新たに政府のほうで2兆円ほど計上されて、その都度ごとに目的だとか示されているんですが、例えば生活支援におきましては食料の物価だとかいう物価に対して、例えばプレミアム商品券などを活用しております。で、事業者向けといたしましても物価高騰、電気料、燃料費の高騰に対してそういうことを支援しなさいよと

ということが定められておりまして、例えば公共交通の事業者に対するガソリン費の不足分とか、そういったことに支援している状況でございます。

で、ちょっと補足になりますが、また改めて、よくお米券とかって言われている、新たに補充される分につきましても、同様に生活支援者向けだとか事業者向けの支援として食料品に対する特別措置だとか、低所得者世帯とか高齢者世帯向けの支援など、また子育て世帯の支援など。で、事業者向けにつきましてもは中小企業、小規模事業者の賃上げの環境整備だとか、医療介護保健施設、学校施設等々の物価高騰に対する支援など、その都度によって、基本的な考えは物価高騰ということで変わりませんが、そういった時の状況によって、国がこういったことに使いなさいよと一応示されて、それにかかわらず、さらにそういった効果があるものについては、そういった理由を適切に示すことによって認められるケースもございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） これが全体で3億円ぐらい、本年度は今のところ計上されて、その分の、今回補正で450万円ぐらいプラスになって計上します、予算化しましたよってということだと思うんですね。

これ多分来年もお米券とかなんとか言ってるんで、来年もまたこれ、多分、この制度が続いてあると思うんですけども、こういった、ちょっとこれって、何て言うんですかね、あまりにも多岐にわたっているんで、ちょっと何か、どういうふうな形で下田市のほうではお決めになっているのか、すなわちお米券なんか要らないよとか、いろんな話が報道の中ではあって、ちょっとよく見えにくいところがあるんですよ。実際これ、どこにどういうふうに使っていただくのかなと。で、何か地域コインにするんだとか、いろんなね、その地域によった特性を生かしたアイデアみたいなものはあるみたいなんですが、来年度に向けて、もう下田市のほうで何かこれ方針みたいなものをお決めになってからやってるのかどうなのか、そこら辺のプロセスというか、決め方みたいなことを少し御解説いただけないでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） こちらにつきましては、まず各課にこういった事業がありますよというところで取扱要領とか示した上で各課から、まず使いたい事業について洗い出しをしてもらいます。その上でヒアリングを行ったり、また庁内で検討したりして優先順位を決めて配分をしていく、そういったやり方を取っております。

で、議員の先ほど言われたお米券と言われるものについては、今年度、まだ配分が来てないんですけど、配分する予定がありまして、それについてはできる限り年度内の予算化に向けて検討してくださいという通知も来ております。

ちょっと来年度以降のことによっては、まだ定かではないので、もしそういった情報があれば、先ほど言った形を取って庁内で決定していくということになります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、補正予算書ですね、25ページから27ページにですね、人件費の移動が、増減が出てます。11月1日の人事異動に伴う人件費の増減かと思えます。

これについてはですね、現在、病気特別休暇、それから休職というような形ですね、議会事務局それから企画課ですか、そちらの職員に対してですね、それぞれ総務課の電算処理の係長と税務課の滞納対策係長がそれぞれ企画課と議会事務局に配属されたというようなどころでございますけれども、実際にですね、電算処理それから収納、税務課のほうに対して異動をされた職員の後任は配属されず、収納係長が滞納対策係長を兼務、それから総務係長兼務の選挙係長が情報推進係長兼務というような人事異動になっていたというようなことでございます。

ちょっとすみません、税務課の関係はよく分からないんですけども、選挙総務係長については、当然、議会が近づけばですね、議案のチェックから取りまとめから、それから例規の審査から、そういったものをやらなければならない。また、電算処理についてもですね、標準化の事業がもう今年度一杯で終わらなければならない。それからまた国勢調査が終わったということで、そちらの事務もやらなきゃならないということでですね、なかなか大変な事務ではないかと思えます。

で、これについてはですね、恐らく今年度中の暫定的な処置だとは思いますが、先ほど岡崎議員から御指摘もありました、昨日のね、原案修正、これが直接原因とは言いませぬけれども、影響があったのかなというふうに考える方もいるのではないかと思います。

で、この人事異動についてはですね、やはり後任の係長が補充されない。で、なおかつ人員も増えていないという中でですね、全体的な人員がない中で、なかなか難しいとは思いますが、これについては副市長にお聞きしたいんですけども、今後、今年度一杯はこの体制でやっていくのか、途中でどうにかされるおつもりはあるのか。で、やはりちょっと無理

がある人事異動ではないのかと、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

それからですね、すみません、35ページをお願いしたいんですけども、図書館管理運営事業でですね、今回100万円の増額が出てございます。

当初予算では利活用方針の策定支援業務というものがあって、今回は基本構想基本計画策定支援業務委託。で、そうしますと、この利活用方針、こちらについては自前で、教育委員会のほうが自前ですね、現在策定されているのか、今後も、この基本構想基本計画についても、あくまでも今回策定支援ということなんで、策定する話ではないと思いますけど、ちょっとその辺の御説明をお願いしたいのと、もう既にですね、複合社会教育施設というようなことで中央公民館が既定路線のようなことになっているんですが、こちらも既に決定されたことなのか、また今後、例えば一般質問で天野議員も指摘されておりましたけれども、学生の勉強のする場であったりですね、居場所づくりというような部分もですね、十分図書館の機能として必要な機能ではないかというふうに思います。

ただ単純に調べ物をしたりですね、本を借りれば良いというものではないというようなことで、今後、下田保育所が廃園となった場合、そちらの施設、用地を利用してですね、そちらのほうに移転をするというようなことが考えられるのか、それと、あとは公民館の統廃合の計画ですね。もともと中央公民館を1館残してですね、残りは廃館とするというような方針を出されたわけですが、それについての、ちょっとすみませんが、流れというか説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 副市長。

副市長。

○副市長（高野茂章） 11月に病休者の異動を2名したところでございます。

で、総務課と税務課については兼務という形を取らせてもらっているわけですが、事前にですね、兼務する係長にはヒアリングをしてオーケーをもらったというところで、それで兼務をしているところでございます。

で、今年度一杯については、それも了承を得ているところでございます。で、4月の人事異動に関しましても、今、この兼務をやっている状態で、当然またヒアリングをして、無理であれば戻すし、いけるよってという話であれば、そのままになる可能性もございます。

また今後もですね、ヒアリング等をして、その辺は決定をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） すみません、図書館のことについてお尋ねいただきありがとうございます。

まず、当初予算で計上させていただきました支援業務につきましては、市民の皆さん、利用者の皆さん、学生さん、そういった幅広い年齢の意見、今後の図書館整備に向けたときに下田の現代、何て言うんでしょうかね、現代的な部分で図書館に求められるという、皆さんが求めるような、下田図書館に求める機能だったりとか、何か要望だったりっていったものを聴取することを目的で、2回ほどワークショップを行っております。

で、その結果を踏まえまして、今回計上させていただく委託料につきましては、図書館の併設の複合施設、社会教育施設の基本構想基本計画の策定業務としまして、これは令和4年からずっと取り組んでおります、そういったワークショップ、今年のものも含めてですね、ある一定の利用者や学生さん、一般の方々の意見といったものはある程度聴取できたという中でですね、今般、中央公民館と、それから図書館の複合化に向けた基本構想それから基本計画を合わせて策定するものといった業務内容になります。

で、日本大学の理工学部の山中教授のアドバイスもいただきながら、委託料につきましてはコンサルタント事業者への業務委託になりますけれども、構想それから計画の策定に当たりましては図書館の協議会ですとか、あるいは図書館司書の意見を踏まえて生涯学習課の図書係が主体となって行う考えでおります。

で、何より現図書館の老朽化が非常に進んでいるということもありまして、そういう意味でスピード感を持って進めたいということで、今回補正に計上させていただいたところです。

で、一つ、まず、やはり求められている部分っていうのが、今回のワークショップ、何回かの重ねた中で、図書館の本の質っていった部分、調べる機能だったり貸し出すといったことはもちろんなんですけども、それ以外に、やはり交流の場だったりとか、癒しの場だったりとか、居場所だったりとかそういった、あとは学生さんにとっては談話できたり、それから学習することができる、そういったものが強く求められているということで、今後の構想の中ではそういったものを含めながら考えていきたいというふうに、策定したいというふうに考えておるところです。

で、現在のところ、担当課としましては中央公民館と、それから図書館が複合化することによって、一つには図書館の機能と、それから公民館としての利用という部分が結びつけて様々な社会教育活動が行えるのではなかろうということと、あとはコストの部分で維持管理

も含めてですね、非常に、やっぱり長期、継続的持続的な施設として運営できるっていったも見込んだ中でですね、中央公民館、それから図書館の複合化というところを考えておるところでございます。

あと、公民館の統廃合につきましては、従前からの計画どおり、中央公民館を1館にするところで、そこはゆるぎないというふうに考えております。

ただ、現在のところ、朝日公民館それから稲生沢公民館のところは、まだ今後の後利用が決まらないという中ですので、そういった中ではまだ地元の方々に使っていただいているという部分もあるというところですけども、今後そちらのほうはこの先、まずは生涯学習とございますか、社会教育の課題解決の部分で何か活用方法があるかっていうことを模索しながらですね、有効な施設の活用っていった部分も庁内の検討会等も通して検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） 人事配置の関係ですけども、当然、担当係長に副市長がどうなんだいと言われて、なあ、まだか、無理ですわ、言えないと思いますけれども、実際のところ、業務の内容とか、どこなのか。じゃあ、今、恐らく標準化であったり、国勢調査であったりっていう事務を恐らく抱えていると思うんですよ。

そういう中でですね、この係長が今まで当然専属の係長が張り付いてやってた仕事を、ほかの仕事、今までやってた仕事をやりながら、そちらもやらなければならない、なおかつ人員の補充もないという中でですね、ちょっとそこの辺については、もうちょっと配慮していただいたほうがよいのではないかなという気がします。

すみません、ちょっと税務課の内容は分からないんですけども、税務課についてもですね、当然、今まで専任の係長がやってこられたことを、人員の増員もなく、当然、会計年度任用職員さんを付ければいいってもんではないと思いますけれども、やはりそれなりの配慮をしていただけないと、間違いで済んだからいいやっていう話でもないですけど、今後ですね、例えば、ちょっと体調をおかしくしたりというようなこともですね、想定されないと限りませんので、そちらについてはですね、あとまだ3か月ありますのでね。電算処理については、本当にこれからがもう標準化、追い込みになるかと思っておりますので、ちょっとその辺についてはですね、御配慮をお願いしたいと思っております。

で、図書館については、あくまでも策定支援をワークショップですとか、そういったもの

をお願いして実際の基本構想だとか基本計画については、教育委員会で策定するという  
ことでよろしいですね。

で、そうしますと、利活用方針も既に、今策定中なのか、もう出来上がっているのか、例  
えば議会に対してそういったものをですね、提出していただけるのかというところをお願い  
したいと思います。

で、やはりですね、図書館機能と公民館、中央公民館と図書館で両方の機能っていうのは  
なかなか難しいのではないかなというふうに、私は考えますけれども、ちょっとその辺のと  
ころもですね、もう基本構想基本計画、あくまでも中央公民館でやられるというようなこと  
でございますけれども、この中央公民館を図書館と複合施設にするということはもう決定事項  
と捉えてよろしいのか、ちょっとそこも併せてお願いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） これにつきましては、まだ市の方針として決定しているもの  
ではございません。

ただ、担当課としましては、所管する施設の中で最も有効的な活用といいますか、合理的  
な設定なのかなということですね、進めているところでして、議員おっしゃるような利活  
用の方針といった部分については、文面として今のところ持っているものではございませ  
んでして、そういった結果、様々なワークショップだったり実証実験だったりっていったもの  
結果をもってですね、今回構想という形で書面といいますか、計画の一つとして、まずはつ  
くり上げたいといった状況であります。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 利活用の方針といったものを定めるためにワークショップを  
やったということで、ワークショップの結果はございますけれども、その方針としての文面  
になったものっていうのは、ない状況であります。

以上です。

○議長（中村 敦） 副市長。

○副市長（高野茂章） 土屋議員の言われるように、十分配慮して人事等はしていきたいと思  
っております。

今回、1名減になったっていうことはですね、そこに当てはめる、ちょっと人材がちょっ  
と少なかったということで、3月までお願いをしたところでございます。

4月に向けて配慮はしていきたいというふうに思っております。

で、二つともシステム標準化で忙しい方というふうには認識しておりますので、その辺は配慮したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、当初予算であった利活用方針策定支援っていうんで、利活用方針はもう策定されたり、出来上がってるのかと思ったんですけど、そうではないということですね。

すみません、じゃあ、今度は基本構想基本計画、こちらのほうについては、こちらも策定支援なんで、あくまでも策定の支援。で、構想と基本計画が出来上がるのは来年度ぐらいというような認識でよろしいのか、教えていただきたいと思います。

それから、人員配置についてはですね、先ほどの条例でもございましたとおり、来年度1課増えて、1係増えるというような状況でございますので、必要な職員を、当然4級職、なかなか、ちょっと4級職、主幹、主査、係長の部分、なかなか、ちょっと人が少ないというようなお話も聞いてますけども、その辺についてはですね、やりくりといたしますか、できる人間をどんどん昇格させてあげるとかですね、そういった面も含めてですね、適切な人事配置をお願いしたいと思います。

ちょっと生涯学習課のほうだけお願いします。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 構想と、それから計画につきましては、本年度中に作成をしまして、パブリックコメント等行い、また市民の意見もお聞きした中で、市の計画としてですね、立案といたしますか、策定したい考えでおります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 所管の課ではないので、ちょっと分からないところもあるんで、3点ほど教えてください。

まず概要の17ページのほうの学校教育課の部分で、民間保育所事業というところで、保育所運営費というのは、これは民間の保育所の補助金なり等かとは理解しますが、その前に多様な保育推進事業補助金となっておりますが、多様な保育ということは、ちょっと見ますと、片

仮名で言えばインクルーシブ保育とか言うんで、これ具体的に、この地域の保育所、民間保育所ですね、どのような形のことをやられているのかというのを教えてください。

それから、その下のほうの欄で、金額的には僅かですが、賀茂地域公務事務共同化事業という、なってますが、これはどういうふうなものなのか教えてください。

それから、生涯学習のほうの項目で、今、土屋議員とかぶりますが、この図書館と中央公民館に設定するという考えは、これは一つの考え方として評価いたしますけれど、天野議員のほうからも質問のときにありましたけれど、保育園のほうが開園になって、あそこの施設が空くということが、まだ具体的にならなかったときに、ある面、図書館をどうするかという中で発案された流れがあるかと思います。

で、現状、保育園のところが開園になって空くと。この施設をどうするかということの中では、うわさで聞きますと、例えば民間に売却するというようなことの中でですね、財源になるというような可能性もあるようですが、それはそれとしてですね、一つの選択肢ですが、あの施設を使うということになったときに、天野議員のほうからも提案がありました、前々からいろいろ要望があります子育て支援のような、あるいはそういう交流拠点のような、そういう施設に使うということも一理ですし、あるいは図書館と公民館というものの併設というのには容量としても無理があるのかなというので、今までは仕方がないところでいたかもしれませんが、施設が二つになった場合はどちらかを公民館にし、どちらかを図書館にするという分け方もあるかと思えますし、また図書館に関しては、これまでの検討の中の民間の委員さんからもですね、図書館の中に子供たちが集うような、そういう場所を併設すべきだ、してほしいというようなこともあったように聞きます。

そういう意味からするとですね、少し保育園の施設が空いたことによって、いろんな選択肢が出てきたんではなかろうかと思いますが、今、土屋議員からの質問にもありましたが、この方針というのはどの程度の位置づけにあるのかということで、基本、中央公民館と図書館をもう併設のやり方で進もうとしているのか、もう少し選択肢を増やした中で、スタートを切り直すというような要素もあるのかというようなことを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 学校教育課の多様な保育というのは多様というのか、いろんな保育というか、要は認可外であったり院内保育だとか、そういう意味合い、事業所内保育だとかっていう多様という中での3歳未満になりますので、一、二歳児に対して基準を満たし

ていると、それに対して一律、基準の金額は決められてまして、1歳児だと2万1,000円とかいう、に基づいて児童数を割って民間のほうへ補助しているというような形での事業の補助金になっております。

で、また賀茂地域の公務事務の共同化事務負担金の6,000円につきましては先生方の、要は公務に使っているシステム、1市5町でつないでいるわけですが、そちらのほうの光回線がですね、ちょっと使用料が、価格が改定になって上がってしまったので、1市5町でその分を割って、下田市の負担分は6,000円ですという流れのものになっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 御質問ありがとうございます。

図書館につきまして、中央公民館との公民館機能との融合っていった部分で進めてきたところがあります。で、それが、やっぱり大きな理由としましては今後の人口減少、それから少子高齢化あるいは過疎化で厳しい市の財政状況といったものを踏まえて、図書館がこれから先存続していくためには、やはりコンパクト化して、で、持続可能な形にしなくてはならない。で、なかなか単体で持っていくのは難しいのではないかっていう中で、一つの解決策として中央公民館との併合といいますか、複合を考えたところなんです。で、またそれで進めた部分がありますけれども、一方で皆さん、議員の皆さんも提案してくださってるように、下田の保育所の部分っていった部分で、空いたっていう部分もあります。

で、ただ、見たところ、やはり未就学児向けの規格の建物であるっていうことは間違いないところでして、また非常に間仕切りが多かったりとか、あるいは駐車場の整備が必要だったりとかって、規模は確かに、敷地は広いとは思んですけども、そういった部分も一方ではあるのかなっていうふうに感じてるところでして、やっぱり、そうはいつでも、ちょっと条件といったものが、おっしゃるように今までとはちょっと変わってきた部分もあると思いますので、そこは比較も含めてですね、冷静な目で見たいと思っはいるところでもあります。

以上であります。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） ちょっと、この多様というのは、じゃあ、内容的にいろいろな、何か保育のものをやっていくというよりは年齢的な、低年齢の子供たちを受け取るようなということで、この言い方をしているというふうに理解していいんでしょうかね。

と、あと図書館ですけど、私も一般質問のほうでですね、図書館や公民館とか、そういう

市民の交流の場も含めた、そういう複合的な建物を建てるべきだというようなことで提案したこともありますけれど、基本的に庁舎というものを、まず優先という時代のときから図書館の新設を望む市民の声が多かったことは確かですが、何とか庁舎を先にやることの重要性というのを納得していただいて、庁舎が終わった後に公民館をというような流れだったと思うんですね。

しかし、ここでこういう財政的なこと、困窮の状況も出てきて、気軽にそういう新築ですすね、それなりの建物を建てるっていうことがちょっと難しい中ではですね、苦渋の選択の中でね、今のままではまず駄目だと、何とか改善したいと。その中で、いかによりよいものをつくるかという選択肢の中で、中央公民館を利用して、かつ中央公民館の公民館利用も併設することで、いろんな管理費だとか管理人の人材だとか、いろんなことを上手に組み立てられるんだらうということできたと思いますけれど、多分そういう中でいけば、新築の話は20年なり30年なり先のときに、何かそういうチャンスがあったときに、またきちっとしたものを建てましょうというようなことになろうかと思うんで、市民の皆さんにはですね、そういう流れをきちっと理解していただいて、今できる最善の方法だということで納得できるような流れをつくんなきゃならないと思いますけれど、少し中央公民館のところに公民館と図書館を併設するということだけに、ちょっと凝り固まると、もう少し、一つ二つ選択肢があるかというふうに思いますので、その辺のところも少し幅広いですね、今回、この基本構想等の中でですね、十分なアイデア、議論をしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 大変貴重な御示唆をいただきましてありがとうございます。

御指摘のとおり、人口減少に伴って公共施設、公共の土地が空いてきたという、こういう事実。この中で、公共の不動産のことを、横文字三つでPREとか言ったりするんですね、Public Real Estateでしょうか。これをどうマネジメントするのかっていうことで、こここのところ数年間、FMとか言うんですけど、Facility Managementと言ってですね、今あるものをどうするのって、こういったものをしっかりそれぞれ実際につくりなさいっていうことで、みんな思ってるわけです。

私どもにとっても、例えば、この学校を利用した、この庁舎もそのうちの一つ、嚆矢と言っていいと思います、一本目の矢と言っていいと思います。

で、ただ、考えなきゃいけないのはですね、これらの施設は一定の老朽化が進んでるとい

うことです。ですから、今般の中央公民館の活用というのは、もちろん重要な一つの選択肢でございますけども、議員御指摘のように、これがそれじゃあ、あと何十年持つのかと、こういう話がございます。

ですから、今予算のない時期にですね、新規のものをつくるのではなく、今あるものをどうやってみんなで回しながら、その冬を越えるのか、こういうふうなところにありますので、ぜひ、また皆様の御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 予算書の9ページの債務負担行為の補正についてお尋ねをしたいと思います。

真ん中の、この新庁舎のサーバー等移転業務委託、7年度から8年度までということで1,400万円ほど、この費用でですね、移転をするんだと。7年度は、そのうちの2,000万円を使って、1,200万円は8年度において支払うと、こういう形になってるわけですが、前にも質問をしましたが、現在どこにある、このサーバーをですね、どこに持っていこうとしているのかと。そして、これは移転しなければ使えないもんなのかと。今のところに置いておいて、なぜいけないのかと、そういう思いがするわけです。

歳出を控えるという意味ではですね、ほかの、現在の建物にあるサーバーだと思うんですけど、既にあるものを移転しなければ使えないのかと。私は使えるんじゃないかと思えます。

移転をすると、こういういいところがあるしってというような、そういう内容はあるんだろうと思いますけども、どういうわけで、この2,400万円もかけて現在あるものを移転しなければならないのかと。

そのサーバーを移転することによって、その他の関連の、移転するだけでそれが済むのかということも含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、21ページの企業版ふるさと納税が110万円ほどの予算で、これはそのまま積み立てるという形の予算に、基金に積立て、企業版ふるさと納税基金に積み立てるという、27ページの支出になっていようかと思いますが、内容的にはどういう内容の企業から110万円、何件からいただいて積み立てておいて、どういうものに使おうと考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それからですね、この35ページの、お二方から既に図書館の管理運営についての、この

100万円の予算についての御質問があったかと思いますが、私の記憶ですと、中央公民館をですね、複合施設にするというのは当面の案であって、本来であれば、この旧東本郷の市役所が空くわけですね。そこが大きな候補地の一つにもなっていようかと思ひますし、先ほど楠山議員も言われたように、消防署の問題や保育所の問題や、いろいろですね、施設が廃止し、空くというような事情が出てきますので、やはり、この長い間の計画がありながら、あっちこっち動いてですね、実際にそれが実現できないということで、当面ですね、使いやすい中央公民館を使おうというような方向付けをしたということについては、ちょっと理解ができないわけではありませんけども、やはり、まちづくりの中心的な課題の一つだと、図書館というのは、そう思うわけです。

ですから、そういう意味では市民文化会館が建ってるのと同じようなですね、規模で図書館があっても、それは何ら問題はないと、そういう規模で、むしろ考えるべきだと。中央公民館はですね、既に中央公民館としても十分でないという具合に、私は思うわけです。

ですから、教育委員会がそこから退かれるということに、こちらへ来るっていうことになればですね、むしろ、そこは複合施設ではなくて、中央公民館として整備をして、社会教育のですね、大きな、この活動の場所として、そこを一つにしていくんだと、こう言ってるわけですから、そこを整備をしていくということが必要ではないかと思うわけです。

ですから、もう少し大きな待望っていいですか、そういうものを持ってですね、市長とも相談をして、この旧庁舎も空くわけですから、そこら辺も含めてですね、大きな展望をですね、図書館については持っていただきたいという具合に思うわけです。

そうしますと、当面、この計画で中央公民館の複合施設にするんだっていうことになりまして、元ある、この図書館っていいですか、小学校の前の施設はどのように使われるのかということも出てこようと思ひますし、私は、そういう意味では保育所等は子供のための児童館的なものにできればいいのかなっていう具合に思うわけですね。図書館の中に入れてもいような児童館の部分は、保育のところで整理してもいいと思ひますし、少しこの、分かんないわけではないけど、もう少し町をきっちり作り替えるっていいですか、図書館を通じて作り替えるというような大きな展望をですね、示していただきたいという具合に思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） それでは、私のほうから新庁舎サーバー等移設業務委託料についての御質問がございましたので、御回答申し上げます

今回の、この委託でですね、現在は敷根に設置してありますサーバーをですね、新庁舎完成後に移転をさせるための債務負担行為での業務委託でございます。

敷根のですね、サーバー室は、今、プールのある建物の中で管理しておりますけれども、ここ最近のですね、猛暑の中で、サーバー室を常時空調等で温度を下げるようにしてるんですけども、エアコンの能力が追いつかず、扇風機等まで使ってるというような状況になっておりまして、住民記録から戸籍、税務等の重要な基幹業務のサーバーでございますので、そちらを移転をさせるというものです。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 企業版ふるさと納税の110万円についてですが、今回は一旦基金に積み立てさせて、充てるところについては、実はまだ、あとほかの数社からも、ちょっと寄附がありまして、それも含めまして、また今度予算に計上した上で積み立てたいと思っております。

会社の企業の意向に添った形で、今年度、ちょっと充当先を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 図書館についてですね、様々な御意見、御要望等、本当にありがとうございます。

今、沢登議員さんがですね、大きな構想を持ってというお話がありましたけれども、全く、私も大きな構想は持ちたいわけですけども、先ほど市長からもありましたように、なかなか財政的なこと、それから今大きなことで取り組んでいること等がありますので、それを現実的に考えると、やっぱりかなり厳しいものがあるなっていうのが本音です。

それで、いろいろな案があったと思います。消防署もそうでありましょうし、今の東本郷の庁舎跡、それから、かつては東部総合庁舎のほうにっていうような話もあったかと思うんですね。

そんな中で、やっぱり一番近く短時間でいいですか、近い将来につくり上げるとしたら、今の図書館の現状を考えると、あそこで働く職員もいます。それから、図書館を利用する人もいます。あの建物そのものを考えたときに、もういち早くできるだけ早急に移動しなければいけないっていうふうに考えると、ちょうどはつきりしていたのが教育委員会が

来年5月に移るということだったわけですね。

そういうことをいろいろ考えて、総合的に考えると、今の公民館を一緒にこう使うと。そうすると、市民があそこに公民館機能を利用するということと、本を借りにきたり、あるいはいろいろな過ごし方をしたりということで集えるんじゃないかと。

図書館については、先ほども課長からありましたとおり、様々な市民の皆さんの意見を聞く場を設けています。一般の方々もそうですし、中学生、高校生を募ってですね、意見を聞いたり、日大の方々もそうなんです、大学生も大分訪れて、実際の図書館を見てください、公民館も視察していただき、ここではこういう可能性があるねっていうことを、たくさん意見をいただいています。

それと並行して市民の皆さんにも、1万8,000人の市民の皆さんの声を全て聞けはしませんが、大体主立ったところとして、駐車場が欲しいですねということと、それから天野議員さんが度々おっしゃっていた、ちょっとくつろげる、子供たちがちょっと寝転がって親御さんと過ごせるとか、そういったスペースがっていうようなことで、あの公民館を、今の公民館の面積というのは図書館の何倍か、すみません、今ちょっと出てきませんが、かなり広がりますので、駐車場もかなりスペースを取ることができますので、今までよりはですね。そういうことを考えますと、公民館で図書館も兼ねてっていうような構想で、今進めています。

で、決定事項をなかなかできないんですね、っていうのも、先ほどの下田保育所が統合するというので下田保育所が空くと、あそこですね、三十数年、築たっていると思います。その三十数年が今後どうなるか、ちょっと分かりませんが、そういったことも含めて、下田保育所に、今、10万冊以上の書籍があるわけですが、その一部を、例えば下田保育所のほうに置いて、どういう活用の仕方ができるか分からないけれども、そういう活用の仕方もあるんじゃないでしょうかという御意見もいただきました。

ですので、そういったことも含めてこれから、今、構想を進めているという経緯があります。

大きな構想も持ちたいわけですが、今できる最善のといえますか、ベストを尽くすのが今の状況かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） サーバーの件ですが、自分も詳しくないんですけど、ただ機械がそこに

あってですね、機械が動いてくれればいいと。常時そこに点検をする人やですね、整備をする人がいなくても、サーバーというのは動くという、こういうものであるとすればですね、やはり一定の、この湿度、温度等の管理は必要かと思えますけども、そういう管理をするということで、具体的には敷根に、今まではサンワークで災害の本部が設けられるということであったので、プールにあるという、こういうことだろうと思うんですが、こちらに本部が来たとしてもですね、プールにサーバーがあったところで、私は何らの障害もないんじゃないかと。その機械が正常に動くという条件があればですね、いいんではないかと思うんですけども、そういう考え方ではまずいんだと、そうじゃないよということであれば、教えていただきたいと思うわけです。

本当に、この事業がですね、1,400万円の事業が必要なのかどうなのかということがちょっと疑問に思いますので、再度御答弁をいただきたいと。どういう理由、どうしても動かさなきゃなんない理由というのは何かということをお尋ねをしたいと思えます。

それからですね、やはり公民館は、今の中央公民館、教育委員会がいるところも、建物としては古い建物ですよ。県の保健所が確か、昔、保健所もあったところじゃないかと思うんですよ。

ですから、決して、この立派なもんじゃないというか、そう言っちゃあれですけど、古い、老朽化してるということは同じような状態だろうと思うんです。

ですから、やはり当面すぐさまというような形ではなくて、できましたら抜本的な計画、根本的な計画をですね、つくっていただきたいと思えますが、あと、そうしますと、そういう状態の中で、このまま進めますと、中央公民館としての利用はどのスペースになるのかと。教育委員会が今使っているスペースだけで図書館っていうのは賄えるのかと、及び、それに伴う駐車場等もですね、賄えるのかという点の確認をいただきたいと思えます。

それからですね、説明書のほうの17ページに、急傾斜地の崩壊対策事業の測量業務委託、これは中止になったので830万円の測量をやめるという、こういうことですが、これはどこの急傾斜地で中止になった理由と、今後、これがまた復活してやられるということになるのか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） サーバー等の移転、移設業務の関係ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、もともとですね、敷根のプールですね、建物というのはサーバーを管理するのに適切な環境ではないものでございます。場所があったということでサーバーを置

かせてもらっているような状況かと思しますので、空調含めて適切な管理が行き届かない状況になっておりますので、今回の庁舎移転を機に移転をします。

その上で、今までですね、温水プールのところに回線を接続、専用線を接続して管理に当たっていた者もですね、今回の庁舎移転で、例えば教育委員会ですとか、温水プール、そういったところの回線等の接続状況もですね、簡略化できるというようなメリットもございますので、今回移転するというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） まず、中央公民館、今、現在の図書館の1階の階下部分、皆さんが本を見たりとか借りたりとする部分については約350平米。で、中央公民館の1階の部分については550平米ほどありますので、そういう意味では現在の階下の部分っていうのは少なくとも階下、あるいは貸出しの部分、特設コーナーも含めて、そういった部分は確保できるかと考えております。

で、その上に立って2階の部分については調理室あるいは和室、大会議室、小会議室といった、そういった会議、あとは生涯学習に必要な、活動ができるようスペースがございますので、その部分そのまま公民館として運用したいというふうにもくろんでいるところであります。

で、大きな計画あるいは立派な図書館っていった部分、我々もそういったものを生涯学習課としてはぜひともは思っておるところですけれども、ただ、皆さんも御承知のように、本の販売量っていうものが非常に減っていて、急速に電子化が進んでいる、電子図書といったもので、今の子供たちはそういったもので、言わば読書に接する。

で、また文部科学省も読書、電子図書を読むことも読書というふうに認めているような、そういった時代になってきています。

ですので、これから先、図書館、公共図書館っていったものがどのようにあるべきか、今までの私どもの図書館のイメージとしましては、やっぱり探求と好奇心の、やっぱり満足させる場所、そういったふうに考えておりましたけども、これからの図書館っていったものは、もっとさらに別のものが求められていく、また紙の図書っていったものだけではないような媒体でも読書といったものは広がっていくっていう中で、やっぱり一つには規模の大きなかっという部分とはまた別のところで未来の図書館っていったものを見極めていかなければいけないというふうに考えております。

そんな中で、ある意味暫定的な部分ではありますがけれども、現在の課題を解決する部分として中央公民館への移転を考えておるところであります。

以上であります。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 今回の図書館につきましては、昭和51年の建設でして、既に耐震性の部分に問題があるっていうことですね、これについては解体せざるを得ないかというふうには考えているところです。

ただ、その時期、これは費用のかかる部分もありますし、また一方で、ある程度ストックしている図書の2階、3階の部分については、そういった資料もあつたりするものですから、そういう部分も踏まえながら、何て言うんですかね、最後、廃止といった形に向けて考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 少し補足といいますか、今の公民館をそのまま当然利用はできないと思うんですね。やはり、スペースの問題ですとか、子供たち、高校生の案ですと、もう教育長室のところはもう全部壁を取ってしまって、こうしたらいいんじゃないかっていう案があるぐらいですので、当然専門家にどういう構想がいいのかっていうことを伺いながら、やはりある程度の改修っていいですか、そういったことはする必要があろうかと思えます。あくまでも有力な候補地として構想を練っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは概要の17ページ、急傾斜地対策事業、急傾斜地崩壊対策事業測量業務委託、補正額830万円の減額についてお答え申し上げます。

今年度、急傾斜地対策事業として予定していた河内、諏訪、ナンバー3、場所は伊豆急行の蓮台寺駅の北側のガードをくぐって山側のところなんですけれども、そちらの場所と、西本郷三丁目Aと言いまして、循環器腎臓クリニックの裏になります。そちらの急傾斜地対策事業について進めていたところ、受益者における負担金等の協議が調わず、一旦は事業を中止するものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 補正予算書のほうから2点ほど質問をさせていただきます。

24、25ページの河内庁舎清掃業務委託ということで、補正予算という考えの中で、この40万円の金額の必要性、委託内容というものをお聞きしたいと思います。

また、24、25、28、29、32、30と、各事務事業の中で、地域手当1,000円という増額補正が何点かございますが、この地域手当1,000円の増額の目的、内容等を教えていただきたいと思ひます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 私からは河内庁舎清掃業務委託について、お答えを申し上げます。

こちらの業務につきましては、この河内庁舎の一部、壁面であったりガラスの部分で、通常においては職員のほうで清掃作業を行っているところですが、このベランダ側等は足場があつて作業が可能なんです、反対の体育館側に行きますと、ガラスから、窓から身を乗り出して作業をすゝるとか、それでも届かないと、そういった危険を伴う部分について、清掃業務委託として今回上程させていただきたいというところ、計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 地域手当につきましては、これは今年度、当市から静岡市等に派遣している職員、あるいは県から派遣、こちらに派遣されてる職員等の分の、まだ、この現在下田市役所の職員全般的には付いてないんですけれども、その派遣等に係る職員の分の地域手当の補正でございます、整理でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 清掃業務については、次年度以降については当初予算から同額が、その他一般清掃と併せて計上されてくるという考えでよろしいか、確認させていただきたいと思ひます。

あと、地域手当の考え方がちょっと分からなかったところでございますが、補正予算案書の40、41ページ、一般職総括の手当の内訳を見させていただきますと、既に地域手当として約1,800万円計上されてるものが少し事業ごとに振り分けされてるのかなというふうに思ひますが、既に支給されてない派遣職員に対してっていう、ちょっと説明が、ちょっと私のほうで分からなかったの、再度詳細に教えていただけたらお願いいたします。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） この委託業務、先ほど御質問の委託業務につきましては、建築物の環境衛生管理の一環としてですね、この建物はビル管法においては、持ち主とかが利用するビルというところで、その環境衛生の基準に基づいて、その利用者等がビル内で衛生的、健康的に過ごせるよう管理することが義務づけられているところで、その中の一環の業務として、委託業務として事業者さんに環境衛生管理技術者の選任であったり、空気環境とか、そういったものは委託してるんですが、職員の手でできる部分は、そこの中から職員で実施しているところで、当初は壁面の清掃であったりは職員のほうで実施しようとしていたところですが、危険な部分については、次年度の部分は9ページの債務負担のほうで今回計上させていただいてる費用のほうに含む形で計上させていただくというところで想定しています。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 地域手当ですけども、まず先ほど申し上げたとおり、支給地域から下田市へ派遣されてる職員ですとか、下田市から支給地域である、例えば静岡市等へ派遣されている職員に対して、支給は今年度既にされているものもありますので、そういったところの整理かと思っていましたけれども、ちょっとすみません、細かいものが幾つか、ちょっとあるっていうのはありますので、後ほど、ちょっと確認をしてお知らせしたいと思えます。

申し訳ありません、以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 補正予算書の25ページ、0241の公共交通推進事業の下田市マース実証実験支援事業補助金なんですが、このマイナス100万円という内訳を教えてくださいなんですけど、補助金が100万円になっている。何の補助金100万円なのか、教えてくださいなんです。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、0241の下田市マース実証実験支援事業補助金の100万円の減額ですけども、こちらのほうはですね、事業主体となる伊豆急行がですね、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業補助金を活用して観光型マース伊豆naviで、デジタルスタンプラリーというのを予定しておったんですけども、下田でですね。で、そ

れをですね、伊豆半島全域でのスタンプラリーに変更したことによって、広域事業が対象となる静岡県の交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金というものの活用に切り替えたものでこちらのほうの当初の、こちらに載せていた補助金を減額するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） ちょっとあまり詳しくないですが、伊豆naviで間違いないでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 伊豆naviという観光アプリ、アプリがありまして、ちょっと繰り返しになりますけれども、そちらのほうを使って、当初は下田市内でのデジタルスタンプラリーを実行するというので補助金を載せていたんですけれども、それを伊豆半島全域に変えるということで、またより有利な別の補助金を活用するというので、下田市のほう、こちらの補助金は取り下げるということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 分かりました。

で、もう1点、すみません、この最後に実証実験、何の実証実験なのか、教えていただければと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） こちらの事業なんですけれども、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業という県の補助制度を使いましてですね、3か年にかけて行っているもので、令和4年度に伊豆naviと言うアプリを使い始めてですね、令和6年度は、その伊豆naviのアップデートというオンデマンドの導入とか、そういったものを、まずアップデートしてですね、令和7年度は、そのアップデートしたものを使ってデジタルスタンプラリーという事業を行う予定です。

また来年度もですね、またそのデジタルスタンプラリーを使ってですね、また事業のほうを計画しているというところなんですけれども、まだちょっと具体的には、上がってきてないところなんです。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第76号議案はそれぞれの常任委員会に付託いたします。

なお、職員人件費は総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。20分まで休憩します。

午後 2 時10分休憩

---

午後 2 時20分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長より発言を求められておりますので、許可します。

総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 先ほどの江田議員からの御質問で、地域手当の件についての回答、答弁でございますけれども、私のほうで完全に勘違いしておりまして、この地域手当のですね、今回の補正については、現在、今年度から2%ですね、地域手当、職員に対して支給されております。

で、今回9月補正以降のですね、扶養手当の移動ですとか、それから育休、休業、退職者等のですね、休んでいる者を減額したり、そういったものに伴っての補正額の変更ということでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） では、次は議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

よろしいですか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 63ページの繰入金でございますけど、財政安定化事業の繰入金が338万8,000円の減額となっております。この主なる理由っていいですか、原因はどういうことか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 財政安定化事業の繰入金っていうことでございましたけども、62、63ページのですね、繰入金6款1項1目一般会計繰入金、全体的に申しますとですね、一般会計の繰出しとイコールの金額ということでございますけども、こちらの中ですとですね、保険基盤安定繰入金につきましてはですね、先ほど財務課長のほうからも御説明いただきま

したけれども、申請額の確定によるものということでございます。

で、そのほかの繰入金についてはですね、今回、人件費の減ですとかいうことにですね、伴うですね、内容になってございます。

そうしたことが理由でですね、繰入れのほうが特別会計のほうの繰入金の減額につながってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ちょっと聞き取れなかったものですから、財政安定っていいますと、特別な、例えばコロナとか、この会計がですね、個々の会計が財政的に大変になったときに、うまく回るように繰入金をもらうという、こういう仕組みの中の制度かと思うんですが、そうしますと、人件費と、あるいは、この国保の医療費っていいますか、サービスを使う人が少なかったために、この費用が要らなくなったと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 財政安定化事業の繰入金でございますけども、国保財政のですね、健全化と保険料負担の平準化を目的ということで、一般会計から特別会計に繰り上げるものでございます。

これにつきましてはですね、今回、事務費ですとかですね、事業費の減に対応してですね、繰入金が減るものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第77号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

なお、職員人件費は総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 次に、議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第78号議案は産業厚生委員会に付託いたします。

なお、職員人件費は総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 次に、議第79号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第79号議案は産業厚生委員会に付託いたします。  
市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） すみません、先ほどですね、77号の国民健康保険のですね、特別会計のところ、私、沢登議員の御質問にですね、答弁したところ、ちょっと誤りがございましたので、すみません、お時間をいただきまして訂正をしたいと思います。

ちょっと細かいですね、資料は持ち合わせてございませんけれども、財政安定化事業繰入金の減額ということでございましたけれども、こちらは先ほど事業費、事務費等のですね、減額ということが主な理由だというような内容のお答えをいたしました。普通交付税のですね、保健衛生費の交付額の確定によるものということでございます。

以上でございます。どうもすみませんでした。

○議長（中村 敦） よろしいですか。

---

○議長（中村 敦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、6日、7日は休会とし、8日から10日まではそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、11日、本会議を午前10時から開催いたしますので御参集のほどよろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

午後2時28分散会